

世田谷区自転車活用推進計画及び  
自転車等の利用に関する総合計画  
中間見直し【概要版】

【令和8年度～令和12年度】

「世田谷思いやり自転車プロジェクト」

世 田 谷 区

# 世田谷区自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画 中間見直し（概要版）

## 1. 中間見直しの概要

### 1) 中間見直しの役割と計画期間

世田谷区自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画（以下、「総合計画」）は、10年を見据えた自転車に関する計画として位置付けています。策定から5年が経過し自転車を取りまく関係法令、制度には大きな変化はありませんでしたが、社会情勢の変化を踏まえ必要な見直しを行います。

計画期間 . . . 令和3年度～令和12年度  
 中間見直し期間 . . . 令和8年度～令和12年度

### 2) 目標値の設定

4つの基本方針に指標と目標値を定め、各施策の進行管理を行います。

基本方針	指標	年度ごとの目標値				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
基本方針1	自転車事故件数	890件以下	870件以下	850件以下	830件以下	820件以下
基本方針2	自転車ネットワーク整備予定距離	6.7km	6.7km	5.0km	5.0km	5.0km
基本方針3	既存駐車場再整備箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	1日当たりの違法駐輪の件数	645台/日	638台/日	632台/日	626台/日	620台/日
基本方針4	シェアサイクル利用数	110万回	120万回	130万回	135万回	140万回

## 2. 自転車等の利用の現状

世田谷区内の自転車を取りまく現状を5つに分け、4章の各施策へ反映する様に整理しています。

世田谷区全体に係る事項	
・人口の将来予測はやや増加傾向	・都市計画道路と併せた自転車通行空間の整備
・自転車に対する意識の変化	・他市区に比べ、徒歩と自転車移動が多い

交通安全に関する事項	
【区内の自転車に関する交通事故の状況】	【道路交通法改正の状況】
・コロナ前との比較で事故件数は増加	・自転車用ヘルメット着用の努力義務化（R5.1）
・事故件数は都内で7-8上位を推移	・違法運転の厳罰化（R6.11）
・子育て世代の事故が多く50歳代も増加傾向	（ながらスマホ、信号無視、逆走、酒気帯び運転等）

通行空間に関する事項	
・自転車通行空間整備を推進	・自転車通行空間に関する認知度は高い

駐輪対策に関する事項	
【放置自転車の状況】	【駐輪場の状況】
・放置自転車は減少傾向	・駐輪場整備に係る付置義務制度や補助の実施
・駐輪場、利用数、放置数は駅により差がある	・電動アシスト自転車の利用の増加
・主要駅での夕方放置は多い傾向	・電動アシスト自転車用スペースの確保が難しい





利用促進に関する事項	
・世田谷区は買い物に自転車利用が多い。次いで通勤通学での利用が多い。	
・利用頻度では、自転車利用をしていない人の割合が高い。次いで週5日以上利用が多い。	
・駅周辺以外での民間シェアサイクルポートの拡充	

## 3. 計画の基本理念と基本方針

### 1) 計画の基本理念

人口90万人を超える『住宅都市 世田谷』にふさわしい安全・安心・快適な交通社会の実現に自転車を有効に活用するため、環境にやさしく身近な地域での生活に必要な『生活自転車』を、誰もが安全に利用しやすい環境に整備します。

### 2) 計画の基本方針

基本方針1	<b>自転車が安全・安心を守るまち</b> 交通安全意識・行動を徹底し、万が一の事故にも備え、自転車の安全・安心な利用を促進することにより、「自転車が安全・安心を守るまち」づくりを進めます。	
基本方針2	<b>自転車が快適に走るまち</b> 安全で快適な自転車走行環境の整備とその利用の促進により、「自転車が快適に走るまち」づくりを進めます。	
基本方針3	<b>自転車がスマートに駐(と)まるまち</b> 駐輪場情報の提供や駐輪環境の整備と放置自転車の防止により、適正な自転車利用を推進し、「自転車がスマートに駐まるまち」づくりを進めます。	
基本方針4	<b>自転車が身近な暮らしを支えるまち</b> 身近な生活における多様なニーズに対応でき、環境にやさしく健康増進に役立つ自転車の利用を促進し、「自転車が身近な暮らしを支えるまち」づくりを進めます。	

## 4. 施策の取組み

### 基本方針 1 自転車安全・安心を守るまち

#### 個別方針 1 交通安全に関する意識の向上と行動の徹底

##### 施策 ① 多様な世代に向けた交通安全意識の啓発

- 取組み
- ・ 学校等における交通安全啓発の推進
  - ・ 20～50 歳代への啓発の強化
  - ・ 高齢者向け交通安全教室の推進
  - ・ 外国人への自転車安全利用の啓発
  - ・ ヘルメット着用啓発の推進

##### 施策 ② 自転車安全利用を支える区民の自主的な取組みの支援

- 取組み
- ・ 自転車安全利用推進員の育成・支援
  - ・ まちと連携した自主的な取組みへの支援
  - ・ 交通事故データを活用した取組み

#### 個別方針 2 事故への備えの徹底

##### 施策 ③ 自転車保険への加入促進

- 取組み
- ・ 区民交通傷害保険（自転車賠償責任プラン）の加入促進
  - ・ 自転車損害賠償責任保険の普及促進

##### 施策 ④ 自転車の点検整備の促進

- 取組み
- ・ 安全な自転車の選び方や点検整備の啓発

### 基本方針 2 自転車が快適に走るまち

#### 個別方針 3 安全で快適な自転車通行空間の整備促進

##### 施策 ⑤ 自転車通行空間の整備

- 取組み
- ・ 「世田谷区自転車ネットワーク計画」に基づく自転車通行空間整備の推進
  - ・ 適切な維持管理
  - ・ 自転車通行空間の周知・啓発



（自転車専用通行帯）



（自転車走行位置表示）

### 基本方針 3 自転車がスマートに駐（と）まるまち

#### 個別方針 4 地域のニーズに応じた自転車駐輪環境の整備

##### 施策 ⑥ 既存駐輪場の利用促進

- 取組み
- ・ 長時間駐輪中心から買い物等の短時間駐輪も考慮した柔軟な運用
  - ・ 大型自転車への対応等、駐輪設備の改善
  - ・ 駐輪場の案内の充実
  - ・ 利用料金の適正化

##### 施策 ⑦ 新たな駐輪場の整備

- 取組み
- ・ 駅周辺における駐輪場の整備・充実
  - ・ 鉄道事業者との連携による駐輪場の整備
  - ・ 民間駐輪場の整備促進
  - ・ 商業施設等の附置義務制度による駐輪場の整備

#### 個別方針 5 自転車の放置対策の推進

##### 施策 ⑧ 放置自転車防止への取組み

- 取組み
- ・ 放置自転車への重点的な取り組み
  - ・ 駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施
  - ・ 外国人利用者にも対応した情報提供の充実
  - ・ 放置禁止区域の指定見直しと効果的な撤去活動
  - ・ 放置自転車等保管所運営の見直し

### 基本方針 4 自転車が身近な暮らしを支えるまち

#### 個別方針 6 環境にやさしく健康づくりに資する自転車利用の促進

##### 施策 ⑨ 自転車利用にかかわる情報発信

- 取組み
- ・ 区ホームページへの自転車関連情報の掲載
  - ・ 区立駐輪場等における情報やサービスの提供
  - ・ 外国人利用者に対応した情報提供の充実

#### 個別方針 7 シェアサイクルの普及による自転車利用の促進

##### 施策 ⑩ 自転車シェアリングの普及啓発

- 取組み
- ・ 官民連携による民間シェアサイクルの支援

#### 個別方針 8 災害時の自転車利用の促進

##### 施策 ⑪ 災害時における自転車の活用

- 取組み
- ・ 区が保有する自転車の活用検討
  - ・ 官民連携による民間シェアサイクルの災害時の活用検討

## 世田谷区民自転車利用憲章

自転車は、環境に優しく健康にも良い、手軽で身近な交通手段です。

私たちは、自転車の事故をなくし、誰もが安全、安心して楽しく行き交う豊かな地域社会の実現を目指します。

私たちは、思いやりの精神と譲り合う心に基づき、ルールを守り、マナーの向上に努め、ゆとりと節度ある自転車利用を実践することを宣言し、ここに区民共通の行動規範として、世田谷区民自転車利用憲章を定めます。

- 一 私たちは ルールを学び 正しく 自転車に乗ります
- 一 私たちは マナーを守り 優しく 自転車に乗ります
- 一 私たちは ゆとりの心で 楽しく 自転車に乗ります

平成 24 年（2012 年）4 月 1 日 世田谷区

## 自転車安全利用五則

### ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

- 自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。
- 自転車が車道通行するときは、道路の中央から左側の部分の左端に寄って通行しなければいけません。
- 歩道を通行できる場合は、車道寄りをすぐに停止できる速度で通行しなければいけません。
- 歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければいけません。

### ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。
- 一時停止標識のある交差点では、必ず止まって、左右の安全を確認しましょう。

### ③ 夜間はライトを点灯

- 夜間は必ずライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。

### ④ 飲酒運転は禁止

- 自動車と同じく、お酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。

### ⑤ ヘルメットを着用

- 自転車を利用する全ての人は、事故の被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。
- 児童・幼児を保護する責任のある人は児童・幼児が自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。

世田谷区自転車活用推進計画及び自転車等の利用に  
関する総合計画中間見直し【概要版】  
令和8年度～令和12年度  
～世田谷思いやり自転車プロジェクト～

編集・発行：世田谷区土木部交通安全自転車課

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-20-1

TEL.03-6432-7966 FAX.03-6432-7996

<https://www.city.setagaya.lg.jp/>

発行日：令和8年6月

広報印刷物登録番号 No.2458